

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2023

J A 八丈島



目 次

ごあいさつ	3
経営方針	4
事業の概況	7
事業のご案内	8
貸借対照表	12
損益計算書	14
注記表	16
剰余金処分計算書	24
部門別損益計算書	26
財務諸表の正確性等にかかる確認	28
損益の状況	29
共済事業	30
経済事業	32
当組合の組織	35
沿革・歩み	38

JA TOKYO DISCLOSURE

2023

『信頼され、未来へ続く東京農業』について
組合員・地域のみなさまに
理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましても、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA八丈島へのご理解が一層深まることを願っています。

-
- * 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 - * 本冊子については、JA八丈島の決算期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の情報について掲載しております。
 - * 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
 - * 金額については、0円の場合は「-」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA八丈島は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

経営方針

基本方針

当農協は令和3年5月24日に行われた、農業協同組合の新設分割および、令和4年4月1日に行われた組名称を経て、名実共に八丈島地区の農業及び農業生産者へのサービス提供に特化した農業協同組合として再スタートを計りました。

この期は本方針として、新生八丈島農業協同組合として事業の再出発を図り経営の土台を固める重要な期として以下の方針で臨みました。

(1) 新規の事業には取り組まず、現在行っている事業を着実に実施すること。将来に向けて取り組む事を

想定している事業については、資料の収集や制度、関係法規などの調査に届める。

(2) 計画期間中における見直しは、微調整に留める。

(3) 組合の新設分割に伴い、移管及び廃止になった信連代理店および共済事業については、遠隔地の顧客

「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、加工等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

個人情報保護方針

八丈島農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報 を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

八丈島農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

事業の概況

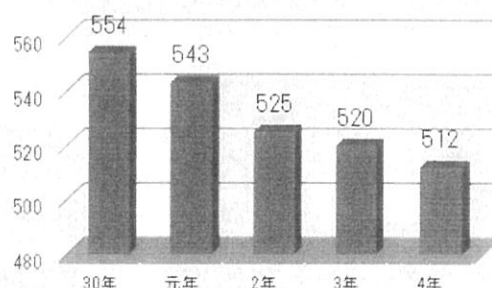
令和4年度は令和4年4月1日付で正式に東京島しょ農業協同組合から八丈島農協に名称変更がなされた後の第2期目となります。

この期の基本方針は、新生八丈島農業協同組合としての事業の再出発を図り経営の土台を固める重要な期として位置付けましたが、新型コロナウイルスの感染防止による需要の低下や、ウクライナ情勢による世界的な原材料の高騰や円安等の要因もあり、令和4年度の決算は、各事業の収益減と人件費や固定資産の減価償却費の増加等により計画を大きく下回り、事業利益段階で31百万円の赤字、経常利益段階では22百万円の赤字となりました。

①共済事業

組合員・島民の満足度向上と職員の資質向上に努め、保障ニーズに応えた商品の普及活動に取り組みましたが、共済の新契約につきましては、目標額202,000万円に対して年度末実績額306,600万円となりました。また、長期共済保有高は満期共済契約の増加等により12億円減少して年度末保有高512億円となりました。

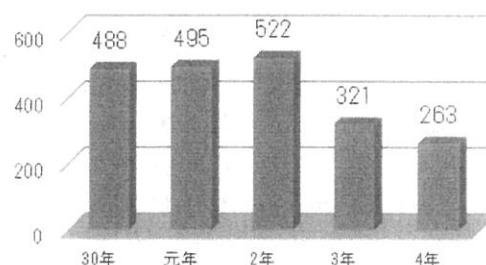
共済保有高（単位億円）



②購買事業

取扱量の拡大のために肥料等のセール・キャンペーンに取り組みましたが、コロナ禍で生産資材・生活物資共に商品の売上が低迷した状況と、世界的な原材料価格の高騰により仕入原価や商品価格も高騰し苦慮しましたが、供給高は計画を上回る形となりました。購買事業全体の供給高は、計画額250百万円に対して年度末実績額263百万円で計画対比105.2%(13百万円増)となりました。

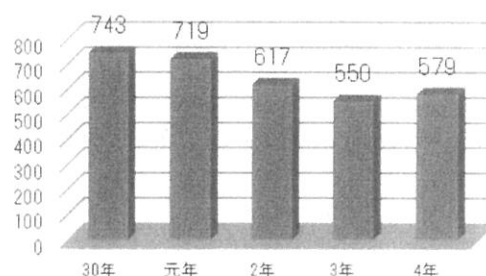
購買品販売高（単位100万円）



④販売事業

担い手不足等による農業生産力の低下、さらにはコロナ禍などによる影響が見受けられましたが、農産物の販路拡大や共撰共販促進等に努めました。販売事業総利益は、計画額26百万円に対して年度末実績額23百万円で計画対比89.3%(2百万円減)となりました。

販売品取扱高（単位100万円）



④代理店事業

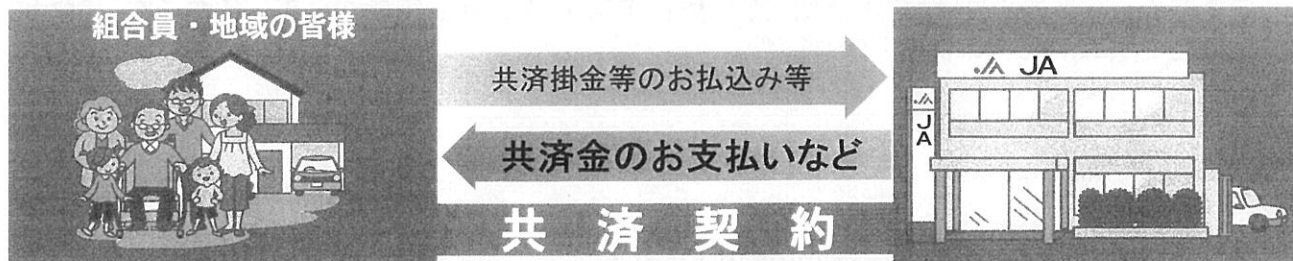
JAバンク東京信連代理店業務については、組合員・地域住民に役立ち、地域生活の基盤となる事業を行うことにより、島内の活性化に努めるべく、これらの事業を実施してまいります。

事業のご案内

1 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。
認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



いえに関する保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種 類	特 徴
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火 災 共 済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



くるまに関する保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種 類	特 徴
自 動 車 共 済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自 賠 責 共 済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の所有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

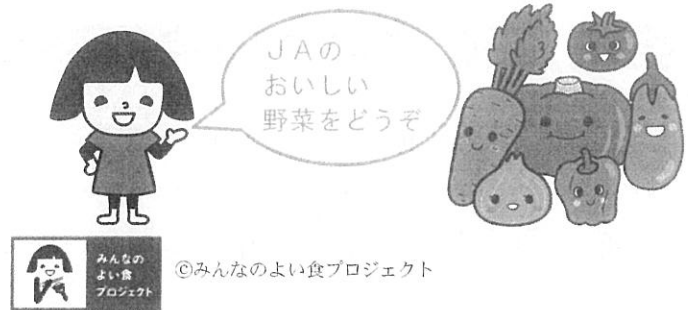
2 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

販売事業

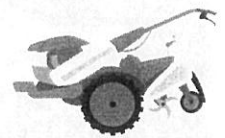
管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



3 利用事業

J A葬祭センターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用していただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、J A葬祭センターは、年中無休24時間体制でご家族の方の万一年に一度に備えられる体制を整えています。

4 指導事業

営農指導はJ Aの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	95,728	117,268
(1) 現金	7,014	5,045
(2) 預金	88,713	112,222
系統預金	61,687	85,016
系統外預金	27,026	27,206
2. 共済事業資産	1,157	689
(1) その他の共済事業資産	1,157	689
3. 経済事業資産	88,622	88,542
(1) 経済事業未収金	7,890	6,873
(2) 経済受託債権	10,246	10,246
(3) 棚卸資産	71,157	72,290
購買品	64,526	66,717
その他の棚卸資産	6,631	5,573
(4) その他の経済事業資産	52	47
(5) 貸倒引当金	△725	△915
4. 雑資産	50,638	49,504
(1) 雑資産	50,638	49,504
5. 固定資産	188,673	173,466
(1) 有形固定資産	185,454	171,429
建物	214,418	216,531
機械装置	16,992	16,992
土地	96,668	96,668
その他の有形固定資産	205,087	174,154
減価償却累計額	△347,712	△332,917
(2) 無形固定資産	3,218	2,037
その他の無形固定資産	3,218	2,037
6. 外部出資	377,719	333,279
(1) 外部出資	377,719	333,279
系統出資	345,689	301,249
系統外出資	32,030	32,030
資産の部合計	802,538	762,750

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業負債	180,000	180,000
(1) 借入金	180,000	180,000
2. 共済事業負債	52,087	47,561
(1) 共済資金	29,723	26,796
(2) 未経過共済付加収入	22,115	20,510
(3) その他の共済事業負債	249	254
3. 経済事業負債	20,029	22,977
(1) 経済事業未払金	11,856	10,189
(2) 経済受託債務	8,173	12,788
4. 雑負債	28,527	13,614
(1) 未払法人税等	343	290
(2) その他の負債	28,184	13,324
5. 諸引当金	88,800	94,954
(1) 賞与引当金	3,136	3,300
(2) 退職給付引当金	65,311	75,095
(3) 役員退職慰労引当金	20,353	16,559
負債の部合計	369,445	359,108
・純資産の部		
1. 組合員資本	433,093	403,642
(1) 出資金	201,537	199,037
(2) 利益剰余金	235,196	209,336
利益準備金	182,288	185,420
その他の利益剰余金	52,907	23,915
特別積立金	760	760
当期末処分剰余金	52,147	23,155
(うち当期剰余金)	(15,658)	(△25,859)
(3) 処分未済持分	△3,640	△4,731
純資産の部合計	433,093	403,642
負債及び純資産の部合計	802,538	762,750

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	229,498	175,251
事業収益	-	389,131
事業費用	-	213,880
(1) 共済事業収益	76,331	74,130
共済付加収入	72,722	71,123
その他の収益	3,609	3,007
(2) 共済事業費用	6,284	6,228
共済推進費	4,488	4,596
その他の費用	1,795	1,632
共済事業総利益	70,047	67,901
(3) 購買事業収益	327,956	267,981
購買品供給高	321,508	263,678
その他の収益	6,447	4,303
(4) 購買事業費用	260,371	204,084
購買品供給原価	235,074	189,771
購買品供給費	20,147	13,613
その他の費用	5,150	700
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(190)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,987)	-
購買事業総利益	67,584	63,896
(5) 販売事業収益	43,035	23,937
販売品販売高	9,013	-
販売手数料	20,967	22,706
その他の収益	13,054	1,231
(6) 販売事業費用	6,621	715
販売品販売原価	3,888	-
販売費	1,775	-
その他の費用	956	715
販売事業総利益	36,413	23,222
(7) 加工事業収益	1,602	2,200
(8) 加工事業費用	951	1,320
加工事業総利益	651	879
(9) 利用事業収益	28,728	11,248
利用事業総利益	28,728	11,248
(10) その他事業収益	26,652	8,715
(11) その他事業費用	720	-
その他事業総利益	25,932	8,715
(12) 指導事業収入	971	918
(13) 指導事業支出	830	1,530
指導事業収支差額	141	△612
2. 事業管理費	249,455	206,786
(1) 人件費	183,524	150,500
(2) 業務費	13,048	9,701
(3) 諸税負担金	6,791	4,895
(4) 施設費	44,040	39,922
(5) その他事業管理費	2,051	1,766
事業利益	△19,956	△31,534

3. 事業外収益	34,595	10,140
(1) 受取雑利息	102	132
(2) 受取出資配当金	7,819	7,624
(3) 賃貸料	2,413	1,454
(4) 償却債権取立益	3,234	726
(5) 雑収入	21,026	202
4. 事業外費用	1,166	1,402
(1) 支払雑利息	1,165	1,370
(2) 寄付金	-	10
(3) 雑損失	-	22
経常利益	13,472	△22,796
5. 特別利益	10,646	-
(1) 固定資産処分益	3,023	-
(2) 一般補助金	7,623	-
6. 特別損失	8,118	2,772
(1) 固定資産処分損	495	2,772
(2) 固定資産圧縮損	7,623	-
税引前当期利益	16,001	△25,569
法人税・住民税及び事業税	343	290
法人税等合計	343	290
当期剰余金	15,658	△25,859
当期首繰越剰余金	36,488	49,015
当期未処分剰余金	52,147	23,155

第 2 期 注記表

八丈島農業協同組合

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
（イ）市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を前年度より適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 915 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は537,991千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	95,187千円	構築物	362,377千円	機械及び装置	7,623千円
車両運搬具	33,234千円	器具備品	19,803千円	無形固定資産	19,767千円

V. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額21,411千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	65,311 千円
退職給付費用	9,784 千円
期末における退職給付引当金	75,095 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	75,095 千円
未積立退職給付債務	75,095 千円
退職給付引当金	75,095 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	9,784 千円
合計	9,784 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,005千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、16,559千円となっています。

VI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記における4

．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

第1期 注記表

八丈島農業協同組合

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ③その他有価証券

(イ) 市場価格のない様式等 : 移動平均法による原価法

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」または「-」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 725 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は985,568千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	144,751千円	構築物	749,725千円	機械及び装置	12,846千円
車両運搬具	33,233千円	器具備品	25,048千円	無形固定資産	19,965千円

V. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会による確定給付企業年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しています。このうち退職金共済制度における当JAの給付額21,273千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		109,087千円
退職給付費用		8,900千円
退職給付の支払額	△	52,676千円
期末における退職給付引当金		65,311千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		65,311千円
未積立退職給付債務		65,311千円
退職給付引当金		65,311千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用		8,900千円
合計		8,900千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,862千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、20,353千円となっています。

VI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記における5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和4年6月24日総代会承認	令和5年6月23日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	52,147	23,155
剰余金処分額 (B)	3,132	-
利益準備金	3,132	-
次期繰越剰余金 (A - B)	49,015	23,155

注1 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額×××千円が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
繰越額	783	-

部門別損益計算書

◇ 令和4年度

区 分	合計	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理 費等
事業収益 ①	389,131	74,130	294,120	19,963	918	
事業費用 ②	213,880	6,229	205,715	406	1,530	
事業総利益 (①-②) ③	175,251	67,901	88,405	19,557	△612	
事業管理費 ④	206,786	36,100	130,385	26,931	13,370	
(うち減価償却費 ⑤)	16,581	2,056	9,507	979	4,039	
(うち人件費 ⑤')	(150,500)	(29,012)	(93,477)	(23,226)	(4,785)	
※うち共通管理費 ⑥		31,568	104,983	24,255	11,344	△172,150
(うち減価償却費 ⑦)		(2,056)	(9,507)	(979)	(4,039)	(△16,581)
(うち人件費 ⑦')		(29,012)	(93,477)	(23,226)	(4,785)	(△150,500)
事業利益 (③-④) ⑧	△31,534	31,801	△41,980	△7,373	△13,982	
事業外収益 ⑨	10,140	1,945	5,023	2,998	174	
※うち共通分⑩		1,945	5,023	2,998	174	△10,140
事業外費用 ⑪	1,402	269	694	414	25	
※うち共通分⑫		269	694	414	25	△1,402
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	△22,796	33,477	△37,651	△4,789	△13,833	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	2,772	531	1,028	1,166	47	
※うち共通分⑰		531	1,028	1,166	47	△2,772
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	△25,569	32,945	△38,679	△5,955	△13,880	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		2,851	8,768	2,261	△13,880	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	△25,569	30,094	△47,447	△8,216		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位:%)

区 分	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	18.34%	60.94%	20.71%	0.01%	100.00%
営農指導事業	20.54%	63.17%	16.29%		100.00%

0.21 20.71%

◇ 令和3年度

区 分	合計	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	505,278	76,331	401,322	26,652	971	
事業費用 ②	275,780	6,284	267,944	720	830	
事業総利益 (①-②) ③	229,498	70,047	133,377	25,932	141	
事業管理費 ④	249,455	26,497	148,298	55,779	18,880	
(うち減価償却費 ⑤)	9,996	1,919	5,660	1,845	571	
(うち人件費 ⑤')	(183,524)	(18,664)	(85,761)	(79,062)	(36)	
※うち共通管理費 ⑥		7,675	35,266	32,512	15	△75,469
(うち減価償却費 ⑦)		(1,532)	(7,040)	(6,489)	(3)	(△15,066)
(うち人件費 ⑦')		(18,664)	(85,761)	(79,062)	(36)	(△183,524)
事業利益 (③-④) ⑧	△19,956	43,549	△14,920	△29,847	△18,739	
事業外収益 ⑨	34,595	3,518	16,166	14,903	6	
※うち共通分⑩		3,518	16,166	14,903	6	△34,595
事業外費用 ⑪	1,166	118	544	502	-	
※うち共通分⑫		118	544	502	-	△1,166
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	13,472	46,949	701	△15,445	△18,732	
特別利益 ⑭	10,646	1,082	4,975	4,585	2	
※うち共通分⑮		1,082	4,975	4,585	2	△10,646
特別損失 ⑯	8,118	825	3,793	3,496	1	
※うち共通分⑰		825	3,793	3,496	1	△8,118
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	16,001	47,206	1,883	△14,355	△18,732	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		1,906	8,755	8,068	△18,732	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	16,001	45,299	△6,872	△22,425	-	

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	10.17%	46.72%	43.09%	0.02%	100.00%
営農指導事業	10.18%	46.74%	43.08%		100.00%

43.11% 99.95%

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

東京島しょ農業協同組合

代表理事組合長 **菊池 勝男**

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	432	435	438	229	387
共済事業収益	89	83	78	76	74
購買事業収益	504	509	533	327	267
販売事業収益	258	237	200	43	23
その他事業収益	131	139	146	26	23
経常利益	16	4	36	13	△22
当期剰余金	11	20	31	15	△25
出資金	250	231	229	201	199
純資産額	701	714	745	433	403
総資産額	1,175	1,192	1,273	802	762
職員数	64	68	67	34	36

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 令和3年度に組合の新設分割を行った結果、各数値が大幅に減少しております。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種	類	令和3年度		令和4年度	
		保有件数	保有高	保有件数	保有高
生命系	終身共済	394	3,056	384	2,774
	定期生命共済	2	7	2	7
	養老生命共済	205	1,784	184	1,536
	(うちこども共済)	92	449	86	374
	医療共済	170	53	169	48
	がん共済	10	1	10	1
	定期医療共済	12	32	11	30
	年金共済	187	5	185	5
建物更生共済		3,035	47,485	2,940	46,793
合 計		4,015	52,424	3,885	51,194

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和3年度		令和4年度	
		保有件数	保有高	保有件数	保有高
医療共済		170	1,005	169	977
			940		950
がん共済		10	62	10	62
定期医療共済		12	60	11	65
合 計		192	1,127	190	104
			940		950

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	保有高	保有高	保有高	保有高
年金開始前	72	57	66	50
年金開始後	115	61	119	66
合 計	187	118	185	117

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	432	5,270	4	414	5,053	4
自動車共済	1,909		47	1,879		46
傷害共済	5	19	1	223	676	1
賠償責任共済	22		1	23		1
自賠責共済	1,349		10	1,379		10
合 計	9,006		63	3,918		61

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	42,470	45,363
農薬	16,847	16,654
飼料	5,032	6,172
農業機械	11,549	4,645
燃料	1	1
包装資材	36,132	41,352
保温資材	41,985	34,557
建築資材	579	485
その他生産資材	23,462	19,899
小 計	178,057	169,128
生活物資		
米	4,652	4,164
食料品	73,917	52,154
一般食品	-	-
衣料品	1,934	1,840
耐久消費財	15	1
日用保健雑貨	5,574	4,766
家庭燃料	56,159	31,625
その他	1,200	-
小 計	143,451	94,550
合 計	321,508	263,678

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
野菜	23,752	17,892
果実	9,045	7,833
花き・花木	486,550	537,500
その他畜産物	12,541	6,277
その他農林水産物	9,951	9,963
合 計	541,839	579,465

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
林産物	9,013	-
合 計	9,013	-

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収益		
加工収益	1,602	2,200
合 計	1,602	2,200
費用		
加工費用	951	1,320
合 計	951	1,320
差 引 利 益	651	880

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	909	909
実費収入	9	8
指導雑収入	53	-
合 計	971	918
支出		
生活文化事業費	16	-
教育情報費	178	671
指導雑費	636	859
合 計	830	1,530
収 支 差 額	141	△612

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収益		
利用収益	28,728	11,248
合 計	28,728	11,248
費用		
利用費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	28,728	11,248

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員数	1,574	1,548	△26
個人	1,566	1,540	△26
法人	8	8	-
准組合員数	2,250	2,245	△5
個人	2,238	2,232	△6
法人	12	13	1
合 計	3,824	3,793	△31

2 組合員組織の状況

(令和5年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
八丈島ロベ共撰共販出荷組合	245 名
八丈島レザーファン共撰共販出荷組合	17 名
八丈島ルスカス共撰共販出荷組合	32 名
八丈島切葉切花共撰共販出荷組合	42 名
八丈島鉢物部会	31 名
八丈島公設市場出荷組合	82 名
八丈島あしたば部会	14 名
八丈島レモン生産出荷組合	24 名
八丈島ユーカリ部会	6 名
八丈町全域地区複合経営促進施設利用組合	21 名
八丈島農業振興青年研究会	49 名
八丈島女性部	20 名
大賀郷地区畑地かんがい施設利用組合	40 名
中之郷定置配管施設利用組合	122 名
八丈島切葉切花研究会	42 名
サンダーソニア部会	3 名
中之郷園芸研究会	26 名

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

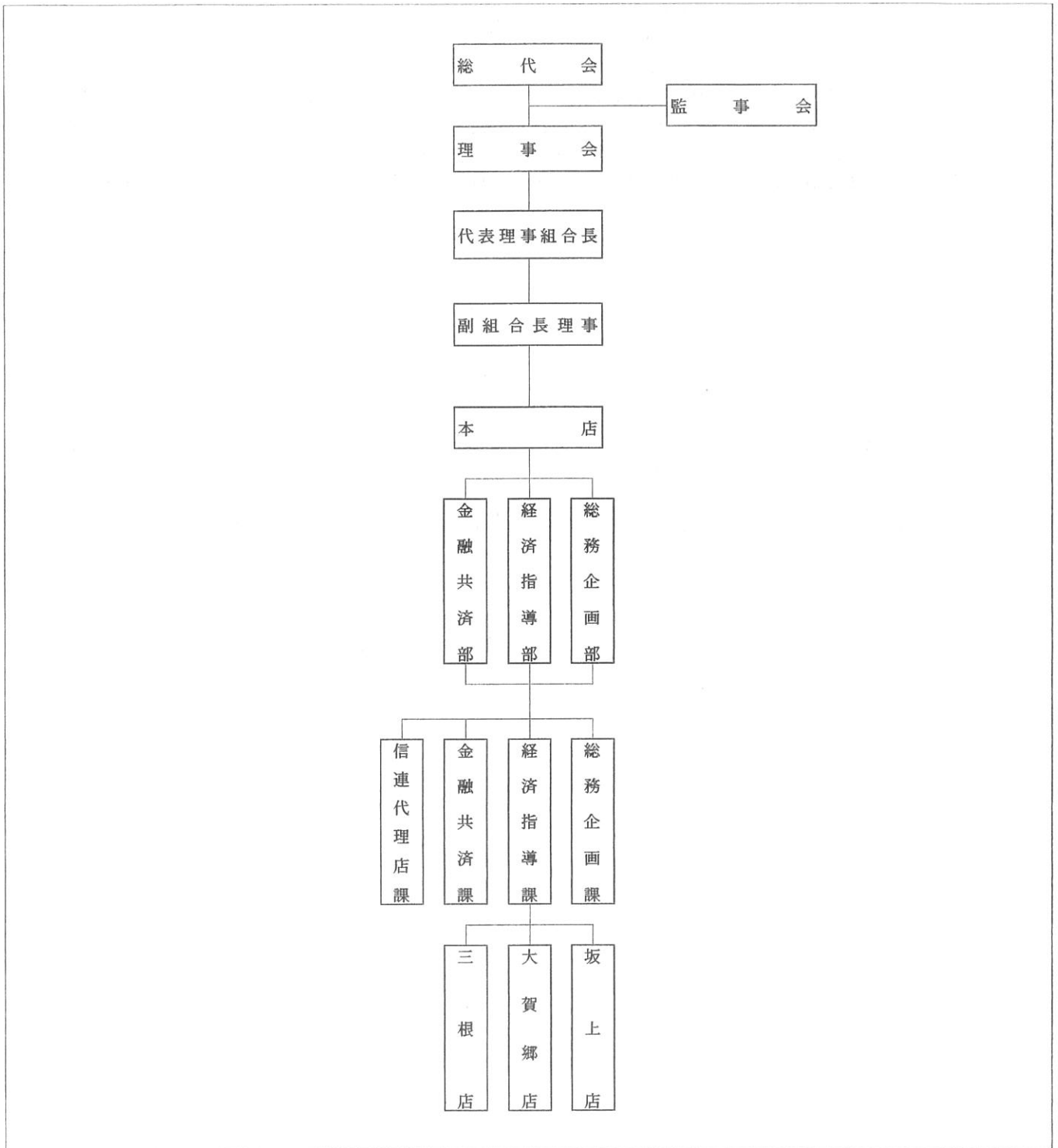
(令和5年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	菊池 勝男	常勤	代表監事	磯崎 正	非常勤
副組合長理事	沖山 宗春	非常勤	監事	奥山 光洋	非常勤
理事	山下 誉	非常勤			
理事	浅沼 好	非常勤			
理事	菊池 國仁	非常勤			
理事	伊勢崎 善正	非常勤			
理事	菊池 寛	非常勤			
理事	伊勢崎 武二	非常勤			
理事	浅沼 大二郎	非常勤			
理事	浅沼 實	非常勤			
理事	石井 敏一	非常勤			
理事	沖山 至	非常勤			

4 職員

(単位：人)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	21	13	34	19	13	32
合 計	21	13	34	19	13	32



6 沿革・歩み

当JAは、平成13年4月1日に島しょ地区の6つの組合が合併し、東京島しょ農業協同組合として発足しましたが、各島を隔てる距離や交通の不便さ、過疎化などの諸問題が大きく影響し、信用事業の廃止や営業店舗の廃止など大幅な経営改善施策を行わざるを得ない状況となりました。

最終的には令和3年の1月開催の臨時総代会において、残存している店舗についても新設分割の計画が承認され、令和3年5月24日を以って新設分割を行い各地区独自の農協経営を行っていく事となり、加えて令和4年4月1日には組合名称をJA東京島しょからJA八丈島に変更し、名実共に合併以前の八丈地区の農業及び農業生産者向けに原点回帰した農協経営を行うべく再出発を図ることとなりました。

7 店舗一覧

(令和5年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1536	04996-2-1251	1
三根店	100-1511	東京都八丈島八丈町三根1767-2	04996-2-0263	
大賀郷店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1	04996-2-1225	
坂上店	100-1623	東京都八丈島八丈町中之郷2616-1	04996-7-0020	



本店 東京都八丈島八丈町大賀郷 1536
TEL. 04996-2-1251
FAX. 04996-2-1252

大賀郷店 東京都八丈島八丈町大賀郷 1
TEL. 04996-2-1225
FAX. 04996-2-1335

三根店 東京都八丈島八丈町三根 1767-2
TEL. 04996-2-0263
FAX. 04996-2-3660

坂上店 東京都八丈島八丈町中之郷 2616-1
TEL. 04996-7-0020
FAX. 04996-7-0634
